

平成 28 年 1 月 6 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

( J A S D A Q : 3 0 4 3 )

代 表 者 代表取締役 松村 明

問 合 せ 先 財務&経企責任者 小田 真理

( T E L : 0 3 - 3 4 5 4 - 2 0 6 1 )

## 第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」といいます。）及び第三者割当により発行される第 6 回新株予約権の募集（以下「本新株予約権」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 募集の概要

#### <本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	平成 28 年 1 月 22 日
(2) 発行新株式数	100,000 株
(3) 発行価格	1 株につき 1,000 円
(4) 調達資金の額	100,000,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての株式を O a k キャピタル株式会社に割り当てる。
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

#### <本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	平成 28 年 1 月 22 日
(2) 新株予約権の総数	2,000 個
(3) 発行価額	1,340,000 円（新株予約権 1 個につき、670 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	200,000 株（新株予約権 1 個につき、100 株）
(5) 資金調達の額	201,340,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 1,340,000 円 新株予約権行使による調達額 : 200,000,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6) 行使価額	1 株当たり 1,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を O a k キャピタル株式会社に割り当てる。
(8) その他	① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、本新株予約権者に事前通知することにより、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額の 100%の価額で取得することができる。 ② 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ③ 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、専門性を持ったITサービス専門の企業として、顧客企業の情報システム部門をワンストップで代行するITアウトソースサービス（ワンストップ型ITソリューションサービス）を提供しております。特定のメーカーや製品に捉われない中立的な立場で、IT環境におけるシステム業務（システム構築・製品調達から維持・運用や管理、トラブル対応など「ITライフサイクル」業務）を当社が担うことにより、顧客企業はIT投資効果を最大化し、企業競争力を高めることが可能となります。

当社は、「日本のIT投資の無駄を省き、企業競争力に寄与するIT投資を促進させる」という経営方針を掲げ、平成27年3月期まで5期連続の増収増益を継続、平成28年5月期予想は本件増資の影響は精査中ですが、効率性の向上により引き続き増益見込みと、中長期的な事業成長と企業価値の向上を堅実に推進して参りました。

一方、当社が属するITサービス業界には未だ市場開拓の余地が残されており、業界において主導的な地位を確保するためには、顧客基盤と売上規模を早急に拡大していくことが必要であると認識しております。また、人件費などの顧客企業のコスト削減を基本としたビジネスモデルに依存せず、情報セキュリティなどの様々な付加価値を提供できる、他にはないITサービスを構築していくことが課題であると認識しております。

### 《事業拡大のために対処すべき課題》

- ① ビジネスモデルの変革（情報リスクを最低限に抑えるセキュリティサービス等）
- ② 主力サービスの標準化による更なる高収益化
- ③ 営業力の強化と当社の認知度を高めることによる顧客の開拓・売上規模の拡大

こうした課題を踏まえ、当社が中長期的な事業成長を実現するためには、顧客企業に提供するサービスの内容を更に拡充し、かつ事業規模を拡大することが必要と考えております。顧客のIT投資効率の最大化に更に大きく貢献する、より付加価値の高いサービスを構築していくことで、当社ビジネスのもう一段のレベルアップを図ることが可能と考えております。当社は、これらの成長戦略を実現するため、下記のように調達資金を充当し施策を実行して参ります。

### 《既存事業の領域拡大》

#### ① サービス機能向上のためのソフトウェア開発等

当社は、ビジネスモデルの変革に向けて、ソフトウェア・サービス、情報セキュリティ等の新たな成長分野へ進出することを企図しております。シナジー効果が高い周辺サービスを構築することで、様々な付加価値を提供できる体制を構築していき、これにより、中小企業を含む新たな顧客層を開拓し、事業規模を拡大することを目指しております。

今回の本新株式会社による調達資金では、当社が既に着手しております「ソフトウェア・サービス」分野の開拓を推進致します。これにより、主力サービスの標準化及び収益性の向上を実現致します。

当事業年度より本格的に販売を開始した新サービス「じどうパソコン」は、企業内にあるパソコンを使用者の離席中や休日など遊休時間に稼働させ、ルーティンワーク（繰り返し作業・単純作業等）を自動化させることで、業務効率及び業務品質を改善するソフトウェアです。当社のより万全なワンストップ型ITソリューションサービス構築の一環として、「じどうパソコン」サービスの機能向上のための追加開発を筆頭に、パソコンの操作ログから反復作業を発見・抽出する機能の研究開発など「ソフトウェア・サービス」分野へ進出する費用として本新株式会社により調達する資金のうち50百万円を充当します。

### 《事業規模拡大に向けた体制整備》

#### ① 事業パートナーとの業務提携等の営業力強化

当社の取引先のうち、営業力の高い販売会社や営業支援会社等を事業パートナーとして、業務提携・協業を実行する費用として本新株式会社により調達する資金のうち20百万円を充当します。これらの施策で営業力を強化することで、売上規模の拡大を実現致します。

#### ② 人員採用及び育成

既存事業であるITアウトソースサービス事業のサービス力強化の為の人員採用（約20名を予定）を行い、人材開発支援企業や外部セミナー等も活用しながら育成メソッドを整備し人材パフォーマンスの向上に向けた体制を構築します。これらの人員採用費用及び育成費用として本新株式に

より調達する資金のうち 28 百万円を充当します。

《事業規模拡大のためのM&A等》

① M&A等の資金

当社は、ビジネスモデルの変革と事業規模拡大に向けて、M&Aや業務提携も積極的に活用する方針としています。M&Aによる増収効果やスケールメリットによるコスト削減、業務効率化による収益性の向上などのメリットを享受しつつ、シナジー効果によるサービスレベルの向上を企図しております。

今回の資金調達では、既存事業であるITアウトソースサービス事業と補完効果が高い「IT機器販売」分野を再度強化する費用として本新株予約権により調達する資金のうち 50 百万円を充当します。その手段としては、企業向けのIT機器販売事業を行っている企業を中心にM&A等の対象として選定・検討致します。これにより、積極的に新しいビジネスの柱を構築し、既存事業との両輪により企業規模の拡大を図ります。

なお、M&A等に関しては、現時点では未定ですが、今後開示すべき事実を決定した場合には別途お知らせいたします。

② 中小企業向け新型ITシステムの開発

高度な機能や追加的なオプションを省いて実用的な機能に絞込むなど中小企業にも使い勝手が良く、各種IT機器の構成設計・初期設定や障害判別・障害回復などの煩雑な技術・事務作業を軽減する新型ITシステムの開発に本新株予約権により調達する資金のうち 50 百万円を充当し、その新型ITシステムを活用して、社員の外出動線（行動）分析、社員のPC使用状況分析など中小企業の業務効率化に役立つ新しいソフトウェアサービスの研究開発（本新株予約権により調達する資金のうち 10 百万円を充当します。）を行い、「新型ITシステム」を提供する事業に進出致します。

これらは、主力サービスの標準化と併せて、中小企業を含む新たな顧客層の開拓に資するものと考えております。

《事業規模拡大に向けた体制整備》

① 当社サービスの販売促進及びPR活動

当社の主力事業である「ワンストップ型ITソリューションサービス」の認知度を向上させ、顧客基盤拡大を図るため、雑誌等メディアや各種WEBサイトでの販売促進及びPR活動を強化する費用として本新株予約権により調達する資金のうち 30 百万円を充当します。これにより、売上規模を更に拡大させて参ります。

② 人員採用及び育成

上記《事業規模拡大のためのM&A等》②「中小企業向け新型ITシステムの開発」を担う人員の採用（約 50 名を予定）を行い、人材開発支援企業や専門知識を習得する外部研修等も活用しながら育成します。これらの人員採用費用及び育成費用として本新株予約権により調達する資金のうち 60 百万円を充当します。

以上の事業戦略を推進し、収益力を高めることにより、将来における当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、財務基盤の改善と適正な株主資本比率の実現、ひいては株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行なうことを決定いたしました。

### 3. 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由について

当社は、当社の財務体質の強化や成長戦略において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質やこれ以上の負債比率の上昇は好ましくないとの理由から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、株式の希薄化を一度に引き起こすことから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

### 4. 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ①本新株予約権は、発行当初から行使価格は1,000円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ②本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。  
<メリットとなる要素>

- ①本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は1,000円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から200,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ②割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから本新株式及び本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができること。また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。
- ③割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。
- ④本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。
- ⑤本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

<デメリットとなる要素>

- ①本新株予約権の行使が進んだ場合、200,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ②本新株予約権の行使請求期間は平成28年1月22日から平成31年1月21日までの3年間であり、期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	301,340,000
発行諸費用の概算額	3,100,000
差引手取概算額	298,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(100,000,000円)に、本新株予約権の払込金額の総額(1,340,000円)及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(200,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、株式事務手数料、並びに本新株式及び本新株予約権の発行に関する関連資料の弁護士費用等を含めた総額3,100,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
《既存事業の領域拡大》 ・サービス機能向上のためのソフトウェア開発等	50	平成28年3月～平成30年5月
《事業規模拡大に向けた体制整備》 ・事業パートナーとの業務提携等の営業力強化 ・人員採用及び育成	20 28	平成28年1月～平成29年3月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
《事業規模拡大のためのM&A等》 ・M&A等の資金 ・中小企業向け新型ITシステムの開発	50 60	平成29年1月～平成31年5月
《事業規模拡大に向けた体制整備》 ・当社サービスの販売促進及びPR活動 ・人員採用及び育成	30 60	平成29年3月～平成31年5月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額(上記合計200百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。
3. M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で、資金を充当する予定です。また、上記資金使途に充当するM&A等が行われない場合、自社での新規分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合には、速やかに公表いたします。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本件第三者割当は、資本を增強し、事業基盤の強化を図ることを目的とするものとしており、当社の状況を改善するためにも必要不可欠であると考えております。また、事業基盤の確立を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上につながると考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

## 7. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年1月5日)の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値1,000円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直近営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値1,000円は、当該直前営業日までの1カ月間の終値平均1,019円(発行価額との乖離 $\Delta$ 1.9%)、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均は1,000円(同0.0%)、当該直近営業日までの6か月間の終値平均は992円(同0.8%)となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

#### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役 野口真人)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価(1,000円)、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ 69.95%)、満期までの期間(3年)、配当利回り(2.00%)、無リスク利率( $\Delta$ 0.007%)、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の150%を20営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。)及び割当予定先の行動(随時権利行使を行うものとする。ただし、行使して得た株式は一定量(約1,600株/日：過去3年間の1日当たり平均売買出来高の約10%)ずつ売却するものとする。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個当たりの払込金額を金670円(1株当たり6.70円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年1月5日)の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引1,000円と同額の1,000円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均1,019円(発行価額との乖離 $\Delta$ 1.9%)、当該直近営業日までの3か月間の終値平均は1,000円(同0.0%)、当該直近営業日までの6か月間の終値平均は992円(同0.8%)となっております。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予

約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は100,000株(議決権の数は、1,000個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数200,000株(議決権の数は2,000個)を合算すると300,000株(議決権の数は3,000個)となり、平成28年1月6日における当社の発行済株式数1,370,000株(議決権数12,722個)に対して21.90%(議決権の総数に対する割合は23.58%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は6,580株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は5,508株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は6,305株、となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数200,000株を行使期間である3年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は272株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の4.14%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の4.94%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の4.32%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

8. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

本新株式及び本新株予約権

① 名称	Oakキャピタル株式会社
② 所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
④ 事業内容	投資銀行業
⑤ 資本金	4,282百万円(平成27年9月30日現在)
⑥ 設立年月日	大正7年2月22日
⑦ 発行済株式数	53,675,037株(平成27年9月30日現在)
⑧ 決算期	3月
⑨ 従業員数	21名(平成27年3月31日現在)
⑩ 主要取引先	該当なし
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	山崎光博6.10%、エルエムアイ株式会社4.19%、株式会社SBI証券3.82%、日本証券金融株式会社2.85%(平成27年9月30日現在)
⑬ 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係

該当状況	者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
純資産	1,299,803	4,192,929	6,932,902
総資産	1,460,284	4,380,831	7,579,945
1株当たり純資産(円)	53.44	90.39	142.19
売上高	891,087	3,810,286	8,315,754
営業利益又は営業損失(△)	△321,801	602,327	2,122,585
経常利益又は経常損失(△)	△330,688	603,476	1,862,608
当期純利益又は当期純損失(△)	△735,689	522,737	1,809,145
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△32.02	12.17	38.20
1株当たり配当金(円)	—	—	5.00

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認められませんでしたが、当社は、同社、同社役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、当社の決算説明会にご参加頂いたことで面識を得たところ、IT系企業への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割り当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、当社が事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことに合致し、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、株式の希薄化を一度に引き起こすことから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断したことなどから、最終的に平成28年1月6日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第2部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザリー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について、保有方針に関して特段の取り決めをしておりますが、取得する当社株式



の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先であるO a k キャピタル株式会社から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるO a k キャピタル株式会社から本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は、同社の直近の保有資金から、既に同社が決定しているファイナンスを実施しても、本新株式及び本新株予約権に要する資金が確保されている旨の報告を口頭で受けております。また、割当予定先の平成28年3月期第2四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるO a k キャピタル株式会社と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

本新株式及び本新株予約権の募集に関連して、当社はO a k キャピタル株式会社との間で平成28年1月22日までに締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、O a k キャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）又はこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から6か月間が経過した日又はO a k キャピタル株式会社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はO a k キャピタル株式会社が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、O a k キャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

- i 当該違反時点においてO a k キャピタル株式会社が保有する本新株式により取得した株式を、発行価額の150%相当額にてO a k キャピタル株式会社から買い取る。
- ii 当該違反時点においてO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の150%相当額にてO a k キャピタルから買い取る。
- iii 当該違反時点においてO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてO a k キャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をO a k キャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とO a k キャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

## (7) 先買権について

### 1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から3年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- ① 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ② Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- ③ 当社は、本項第②号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- ④ 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

### 2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- ① スtock・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき。
- ② 開示書類に記載された既発行の第5回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- ③ 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

### 3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

## 9. 大株主及び持株比率

(平成28年1月6日現在)

大株主の名称	持株比率
松村明	33.09%
松井証券株式会社	5.14%
佐伯 達之	4.38%
飯塚 麻実	2.92%
根本 昌明	2.74%
楽天証券株式会社	2.50%
木原 和彦	2.19%
菅原 敏彦	2.19%
高松 忠行	2.19%
齊藤 充弘	1.90%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 大株主及び持株比率は、平成27年9月30日時点の株主名簿を基準としております。
3. 上記のほか、自己株式97,500株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.12%）があります。
4. 平成28年1月6日現在の発行済株式総数は1,370,000株であります。
5. 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない

いこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることため、募集後の欄は記載しておりません。

10. 今後の見通し

当期業績予想への影響につきましては、現時点において精査中であり、本件第三者割当に伴う資金支出による影響を加味した上で、業績に影響がある場合は改めて開示することと致します。

また、平成 27 年 5 月 20 日に公表した「中期経営計画：2016 年 05 月期～」への影響につきましても、現時点において精査中であり、業績に影響がある場合は改めて開示致します。

11. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

12. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (単位：千円)

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
売上高	1,793,640	2,015,519	2,115,231
営業利益	104,492	140,565	183,779
経常利益	187,597	217,484	159,607
当期純利益	88,743	98,661	103,425
1 株当たり当期純利益 (円)	64.77	72.01	77.31
1 株当たり配当金 (円)	16.19	18.00	20.00
1 株当たり純資産 (円)	275.52	335.83	365.39

※当社は、平成 25 年 4 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 25 年 3 月期期首に行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益、1 株当たり配当金、1 株当たり純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 28 年 1 月 6 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,370,000 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	147,400 株	10.8%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
始 値	342 円	1,039 円	816 円
高 値	1,395 円	1,790 円	1,387 円
安 値	231 円	551 円	650 円
終 値	1,050 円	796 円	1,040 円

※当社は、平成 25 年 4 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 25 年 3 月期期首に行われたと仮定して、最近 3 年間の株価の状況を算定しております。

②最近 6 か月間の状況

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
始 値	1,122 円	1,050 円	907 円	862 円	973 円	1,060 円
高 値	1,147 円	1,343 円	999 円	1,088 円	1,099 円	1,140 円
安 値	915 円	778 円	817 円	841 円	955 円	950 円
終 値	1,013 円	907 円	843 円	973 円	1,059 円	1,000 円

③発行決議日前営業日における株価

	平成 28 年 1 月 5 日
始 値	979 円
高 値	1,014 円
安 値	979 円
終 値	1,000 円

- (4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

モジュール株式会社  
株式発行要項

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類              | 当社普通株式 100,000 株   |
| 2. 払込金額                 | 1 株につき 1,000 円   |
| 3. 払込金額の総額              | 100,000,000 円  |
| 4. 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 資本金 金 50,000,000 円<br>資本準備金 金 50,000,000 円                                 |
| 5. 申込日                  | 平成 28 年 1 月 22 日   |
| 6. 払込期日                 | 平成 28 年 1 月 22 日   |
| 7. 募集の方法及び割当株式数         | 第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に<br>割り当てる。                                  |
| 8. 払込取扱場所               | 株式会社みずほ銀行 青山支店   |
| 9. その他                  | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件<br>とする。<br>②上記新株の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

以上

モジュール株式会社  
第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 モジュール株式会社第6回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,340,000 円
3. 申込期日 平成28年1月22日
4. 割当日及び払込期日 平成28年1月22日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
 調整後割当株式数 = 
$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 2,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金670円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金1,000円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)  
調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
  - (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間  
 平成28年1月22日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成31年1月21日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 670 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

モジュール株式会社 メンバー&オフィス サービス

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 青山支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額



に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

# モジュールの今後の成長戦略

## モジュールの現状

- 「日本のIT投資の無駄を徹底的に排除し、企業競争力に寄与する無駄のないIT投資を促進させる」との経営方針のもと、堅実に成長を継続
  - 2015年3月期まで5期連続の増収増益。今期予想も効率性向上により引き続き増益
- ✓ アウトソースサービスの受託という労働集約型要素に依存する部分
  - 顧客企業のコスト削減を基本にしたビジネスモデル
- ✓ 顧客層の偏重
  - 業種は広くカバーするものの、中小企業規模の顧客層に空白
- ✓ 未だ事業規模拡大の余地を残す

## 経営課題

- ✓ ビジネスモデルの変革
  - 情報セキュリティ等、様々な付加価値を提供できる体制を構築し、サービスの優位性を確立
  - より利益率の高い高収益なビジネスモデルの構築
- ✓ 主力サービスの標準化による更なる高収益化
  - サービスの標準化による利益率の向上・顧客層拡大への貢献
- ✓ 顧客基盤の強化・売上規模の拡大
  - 営業力の強化・当社の認知度向上などによる売上規模の拡大
  - 中小規模の企業にも顧客の範囲を広げるなど、規模の拡大に向けた顧客基盤の構築

## 今後の成長戦略

- 既存事業の領域拡大(関連成長分野への進出)
  - ビジネスモデルの変革・事業規模拡大に向けて、ソフトウェア・サービス、情報セキュリティ等の新たな成長分野へ進出
    - ⇒ 労働集約的要素を更に排除
    - ⇒ サービスの競争優位性を確保
  - 「じどうパソコン」等、既存サービスの機能を向上、ソフトウェア・サービス分野の開拓
- 事業規模拡大のためのM&A・「新型ITシステム」の開発等
  - 中小企業も対象とし得る新しい企業向けITシステムの構築、サービスの標準化と併せて、中小企業を含む新たな顧客層の開拓に貢献
  - M&Aによる増収効果やスケールメリットによるコスト削減、業務効率化による利益率向上などのメリットを享受
- 事業規模拡大に向けた体制の整備
  - 営業力の高い事業パートナーとの提携
  - 当社サービスの販売促進及びPR活動の強化
  - 増員、社内育成メソッドの整備など人材パフォーマンス向上に向けた体制の整備

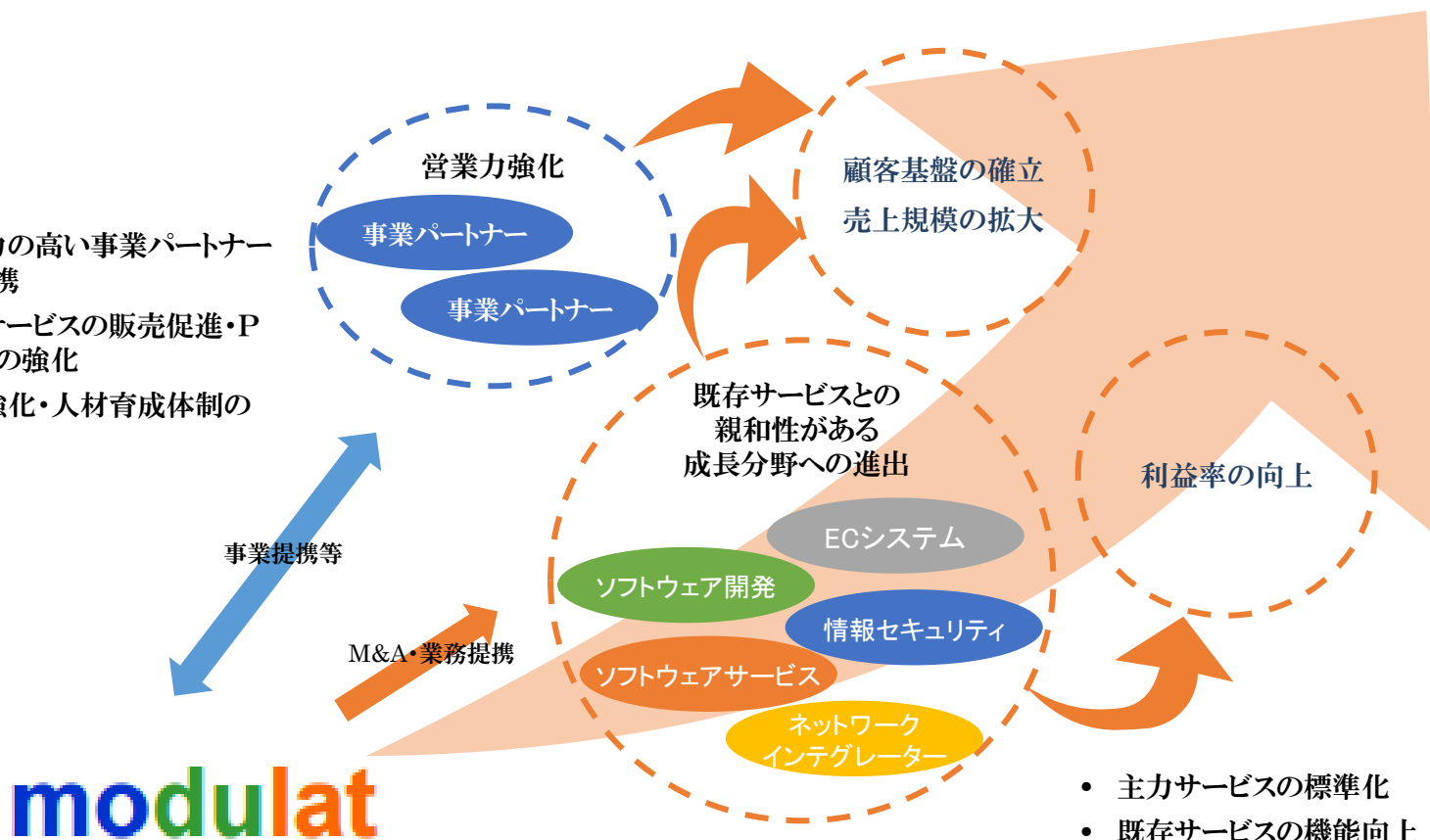
# モジュールの今後の成長戦略（イメージ）

- 中長期的な事業成長の実現のための、モジュールのビジネスのもう一段のレベルアップ
- 顧客のIT投資効率の最大化に更に大きく貢献できる、より付加価値の高いワンストップ型ITソリューションサービスにより、事業規模を更に拡大

【日本で唯一のITサービスカンパニーへ】

- 顧客のIT投資の効率化に更に貢献
- 他にはない、付加価値の高いサービス提供体制
- より高収益なビジネスモデル構築
- 事業規模の拡大を加速

- 営業力の高い事業パートナーとの提携
- 当社サービスの販売促進・PR活動の強化
- 人材強化・人材育成体制の整備



- 主力サービスの標準化
- 既存サービスの機能向上

## 資金使途の詳細

- 今回のファイナンスによる資金使途の例は下記の通り。
- モジュールの企業目標であり優位性でもある「無駄のない企業のIT投資を促進させる」ためのワンストップITソリューションサービスについて、M&Aも活用することでその内容を更に拡充し、より付加価値の高いサービス提供体制を構築するための資金。
- 中小企業向けの新型ITシステムの開発、既存サービスの標準化・機能向上等の施策により、業務効率及び利益率を向上させるとともに、新たな顧客層の開拓・事業規模の拡大を図るための資金
- 事業パートナーとの業務提携・人材強化・サービスの認知度向上のための施策により、事業規模拡大に向けた体制を整備するための資金

### 【新株式】

具体的な使途	予定金額	支出予定時期
<b>【既存事業の領域拡大】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● サービス機能向上ためのソフトウェア開発等</li></ul>	50百万円	2016年3月～2018年5月
<b>【事業規模拡大に向けた体制整備】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業パートナーとの業務提携等の営業力強化</li><li>● 人員採用並びに育成</li></ul>	20百万円 28百万円	2016年1月～2017年3月

### 【新株予約権】

具体的な使途	予定金額	支出予定時期
<b>【事業規模拡大のためのM&amp;A】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● M&amp;A等の資金</li><li>● 中小企業向け新型ITシステムの開発</li></ul>	50百万円 60百万円	2017年1月～2019年5月
<b>【事業規模拡大に向けた体制整備】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 当社サービスの販売促進及びPR活動</li><li>● 人員採用並びに育成</li></ul>	30百万円 60百万円	2017年3月～2019年5月